

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、 湯沢町の財政状況を公表します

★健全化判断率

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すことを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定されました。各自治体はこの法律に基づき、財政の健全化を示す指標として健全化判断比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。

健全化判断率とは、自治体の財政の健全性を示す4つの指標

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

のことです。この4つの指標のうちどれかひとつでも早期健全化基準以上になると財政健全化計画を、将来負担比率を除く3つの指標のうちどれかひとつでも財政再生基準以上になると財政再生計画を策定し、早急に財政の健全化に取り組むこととなります。

平成20年度決算における湯沢町の健全化判断比率は、どの指標をとっても良好な数値となりました。

○平成20年度湯沢町健全化判断比率

単位：%

健全化判断比率	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
湯沢町	—	—	8.3	22.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

①実質赤字比率 —%（該当なし）

行政運営の基本となる一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを明らかにします。湯沢町の実質収支は黒字のため比率はマイナスとなり、「—」（該当なし）で表示しています。

②連結実質赤字比率 —%（該当なし）

全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化することで、自治体全体の財政運営の悪化の度合いを明らかにします。湯沢町は全ての会計（8会計あります。）の合計

で実質収支が黒字のため、比率はマイナスとなり「－」（該当なし）で表示しています（それぞれの会計を見ても赤字はありません）。

③実質公債費比率 8.3%

自治体全体が負っている借金などの債務が、どれだけ財政を圧迫しているか明らかにします。湯沢町では早期健全化基準である25.0%を大きく下回り、県内でも刈羽村に次いで2番目に低い数値となっています。

④将来負担比率 22.3%

借金や将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを明らかにします。湯沢町では早期健全化基準である350%を大きく下回り、県内でも刈羽村、出雲崎町に次いで3番目に低い数値となっています。

★資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、公営企業の経営に関しても、健全性を示す指標として「資金不足比率」を算定し公表することと定められています。この比率が、基準となる「経営健全化基準」以上になると、経営健全化計画を策定して経営改善に取り組むこととなります。また、経営健全化基準は公営企業会計ごとに判断します。

湯沢町では、水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計の3つの会計が対象となりますが、全ての会計で資金不足比率がないため、比率はマイナスとなり、資金不足比率は「－」（該当なし）で表示しています。

会 計 名	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	－	20
病院事業会計	－	
下水道特別会計	－	